

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

題字:西條由紀夫

2012年5月から



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.info (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

大津地裁:住民請求を棄却 裁判長不在の判決言い渡し



「福井原発訴訟を支える会」
滋賀県彦根市在住:木谷千加子

(判決要旨の内容については他のところで触れると思うので、ここでは私の感情を怒りで沸騰させた点だけに触れます。)

2025年12月25日は深い憤りと司法への不信感で眠れぬ夜となった。「若狭の原発の運転を差し止める裁判」の判決の日であった。稼働している7機(内、40年を超える老朽原発は4機)の原発の運転差止めを関西電力に対して請求した裁判で2012年に始まり12年間43回の審理を経ての

判決だった。小雨が降り続く寒い中、大津地方裁判所前や玄関ホールには判決を待つ原告団や支援者や多くの報道関係者が集まった。中には福島第1原発事故から避難されてきた方々も居られた。法廷への入廷は札を貰った人の中から、数が多いので抽選にすると決まり、早くに行き入廷できると喜んだのも束の間、外れて

今号の内容

▼大津地裁:裁判長不在の判決言い渡し……………1~3

▼美浜・高浜仮処分即時抗告審決定に関する報告 3~8

▼「再稼働反対!金曜デモ」の歩み(その1)……………9~10

▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟……………10~14

▼新聞スクラップ(高裁金沢・大津地裁判決)……………15~16

しまった。ホールで外れた人たちと判決を待つことになった。待ち人たちの胸中は真っ当な判決が出て欲しいと願いながらも、高市内閣のGX法案推進の圧力が司法に影響はしないかと、複雑であったように思う。私はこの間の原発関連の判決から期待できないだろうと思っていた。「一縷の望みに掛けたいね」と隣の人が出た時に、さっき入廷した原告団やほかの人たちがあつという間に出てきた。判決が終わったのではなく、何かがあって再度待つために出てきたのかしらと・・・。

～～裁判長不在・判決は代読・判決理由も述べず～～

聞けば、「判決は終わったよ。原告らの請求をすべて却下する」と述べただけ。30秒で終わったよ。と南相馬から避難されてきた青田さん。「判決理由は？」と聞くと、「そんなのなかったわ」と。その上、今まで審理に関わってきた池田聡介裁判長が居なくて、一度もこの裁判に関わったことのない人が裁判長の代読で言い渡した。加えて判決理由も述べず。その場にいた人たちは絶句だった。表に出ると、報道陣に向かって弁護士さんが【不当判決に抗議】【命と琵琶湖を守らぬ司法に怒り！】のプラスターを示しておられた。

〈記者会見〉

場所は変わり、記者会見。報道陣と原告団、支援者、で会場はいっぱいだった。以下は、原告団長の辻氏が原告団、弁護団でまとめられた声明の要点を簡潔に述べられたものです。

「裁判長もいない、理由も言わないのでなぜ不在なのか分からない。判決を代読で言い渡した人は一度もこの裁判に関わったことのない初めて見る裁判官でその上判決理由も述べない・・・私たち原告団及び裁判を支援し見守って来た多くの人々、特に福島原発事故の犠牲になった方々をバカにしている。今回、直前に判決理由の正本は渡せないと言ってきたが今日になって出てきた。原告団、弁護団で読んだ。450頁あるが内容は非常に薄っぺらなものだった。全ての点において新規基準に合致しているから不合理とは言えない。というひどいものだった。例えば、原発の安全性について、本来司法が判断すべきことなのに、原子力規制委員会が策定した新規基準が社会通念上求められる安全性を具現化したものであると理由なく決めつけた・・・(他の点についても同様)控訴することに決定した。大阪高裁に場は移るが今後も頑張りたい」と。

三権分立なんて壊れてるやん、司法の独立なんてないじゃないかと・・・会場のあちこちからつぶやきが上がる。判決理由の根底にあるのは一貫して「社会通念は原子力規制委員会が判断している」という論法。これについて、弁護団長の井戸先生が、「争点は原発の安全性であるが、相対的安全性は絶対的安全性に近くなければならない。そしてこの点について誰が判断するのか。規制委員会が判断するのではない。市民が求めている安全性は規制委員会が決めることではない」と述べられた。

参加されていた福島県浪江町からの避難者である菅野みずえさんが「国とは独立しているのが司法だと思って来た。私たちの15年は何だったのかと思ってしまう。裁判官は司法を私物化している。国に捨てられ、司法にも捨てられたと思う。悔しい。本当に悔しい思いで判決を聞きました。」と述べられた。立場を越えて皆同じ思いで胸が詰まった。安全な環境で健康に生活を営むという当たり前の権利を根こそぎ奪い、破壊したのが福島原発事故だった。今も数万の被災者の方々が過酷な生活を余儀なくされている現状に裁判官たちは思いを馳せなかったのか？福島第1原発事故についての記述は一行もなかった。法は何のためにある？憲法に則って人間が安全な環境で健康に幸せに暮らすためのルールだ。シンプルなことだ。判決理由に一貫しているのは、原

告団が示した原発の安全性・活断層を含む地盤の分析・放射性廃棄物の問題・避難計画等々について、全て新規基準に照らし規制委が認めているものであるから合理性がないとは言えないと。そして規制委の判断が社会通念だと宣う。因みに広辞苑には「社会通念」=社会一般で受け容れられている常識。又は見解。良識。福島事故を直視し12年間の審理を精査・検討することが真つ当な判決を導き出す良識である、と思う。こんな不条理に負けおまい！自分に、はっばをかける。(注:「負けおまい」は「負けまい」の強調。「決して負けまい」という意味の昔の関西方言)

仮処分

☆美浜・高浜差止め認めず(報告集会)☆

(2025年11月28日、名古屋高裁金沢支部は、美浜3号機、高浜1~4号機の運転差止めを求めた即時抗告審で、いずれも住民側の申し立てを退ける決定をくだした。以下は決定当日の報告集会での申立人・弁護団のコメントである【文字起こし・文章整理は本会事務局の菅井純子】)

●笠原弁護士

美浜原発3号機仮処分申立て、高浜原発1~4号機仮処分申立てについて、両決定の内容はほぼ同じですので一括して説明します。本決定の特徴としては、これまでの原発関連訴訟においては200ページ、場合によっては300ページを使って、丁寧に住民側の主張を検討した上で判断していました。ところが本決定については、裁判所の判断がそれぞれ10ページから11ページしかありません。従って内容が薄いのはもちろんですが、住民側が訴えた多くの主張について検討がありません。特に美浜原発については、原発のすぐ近くに活断層があるということが最大の問題になっているのですが、それを見ても、判断がおかしいという以前に、住民側の主張としてすら取り上げていません。

その結果、内容もとんでもないものになっていまして、裁判所の判断の最初の部分に述べられている内容は、法解釈がおかしいという以前に客観的事実として認めがたいものが含まれています。現在の日本においても、原発を維持拡大して

いくか、縮小して近いうちに廃止していくか、後者の方が多というのが各種世論調査の結果です。ところがこの決定を見ると、「グリーン・エネルギーの経済性等が向上し、原子力発電に頼る必要がなくなるまでの過渡期において、原発は必要との見解が我が国においてはなお主流であり、原発の運転を即時に停止すべきという意見は主要政党の中でもごく少数にとどまっているのが現状である」と書かれています。世論調査では「原発をすぐ止めろ」と「なるべく早く止めろ」の二つの選択肢が用意されていて、前者が少数であるということ論拠としている、世論調査のつまみ食い、振り曲げが行われています。

諸外国の原子力政策にも言及してしまして、諸外国が原発を動かしていても世界屈指の地震国である日本ではどうなのかというのがありますけれど、諸外国の取り上げ方もめっちゃくちゃであり、「現時点で世界を見渡してみても、原子力を軍事利用することを目的としてこれを推進する国(北朝鮮)がある一方で、巨大地震が発生するおそれがほとんどないのに、原発の運転を全面的に停止した国(ドイツ)もあり」と書いていますが、ドイツは日本ほどの地震国とは言えないものの、ドイツ南部は世界有数の地震多発地帯である



決定言い渡し後の報告集会

アルプス・ヒマラヤ造山帯の一角です。このような中学校の地理の教科書にも書いてある知識すら無視した決定です。さらに言うと、各国の例を持ち出すというのは、世界のいろいろな国の人々の判断があると説明したいと思うのですが、北朝鮮の人々は選挙において自分たちの国のエネルギー政策を選択できるのでしょうか。違いますよね。北朝鮮を他の民主主義国と同列に並べるとのこと自体、人権と民主主義の擁護者という司法の使命を無視、あえて言えば嘲笑したものとわざわざを得ません。

事実認定がめちゃくちゃなのは他の部分でも見られ、たとえば判断枠組みについては、本決定は日本の法律が原発の運転を許容していることから、原発の運転の一般的な可否は立法府および行政府によって判断されるべきであり、第一次責任は原子力規制委員会の判断に委ねられ、裁判所の役割は限定的なもの、と自らを縛りました。その上で、裁判所が運転差し止めを命じることができるのは、住民の「生命、身体等の人格的利益が侵害される具体的危険の疎明を要する」として、しかも伊方原発最高裁判決を始めとする従来の裁判例の大勢と異なって、その立証責任を全面的に住民側に課しています。これは他の敗訴判決にも見られないものです。しかも証明すべき具体的危険が何かというのは、この決定には書かれていません。このように判断がほとんどない、証明責任を全面的に住民に課するというのは、他に例の見られない極めて特殊なものです。特に美浜原発での最大の問題である、原発の極近傍に活断層がある点について一行たりとも触れられていません。

本決定は、今後も「重大な原発事故が発生する可能性を完全に否定することはできない」としながら、原子力の平和利用を推進することが我が国の法体系であるとして運転を許容しました。つまり福島原発事故と同様の事故が起こっても、法律が原発の運転を認めているのだから、それはやむを得ず、司法はそれを止められないと言うのです。これは、憲法が裁判所に求める、時として多数者の意思に反してでも人権を擁

護しなければならない、という使命を放棄したものとわざわざを得ません。

●北村弁護士

私からは、地震動評価についての部分を説明します。日本では、非常にたくさん地震が起きているのを皆さんご存じのとおりです。地震の観測記録は非常に整備されていて多くの記録があります。その非常に多数の観測記録の中で、この美浜原発の基準地震動993ガルが、高水準か、低水準なのか。水準として、多数の数値の点の中でどこに位置しているのかを検討した時に、とても高水準であるとは言えないことは客観的に見ればわかることです。あれだけの原発事故が起きた後であれば、原発には、極めて高い耐震性、安定性が求められてしかるべきですから、基準地震動は高水準であるべきですけれども、裁判所は具体的な理由もなく、「低水準であるとは言えない」と判示しています。これは本当に、福島原発事故の反省をまったく踏まえていない内容であって、言うなれば、また原発事故を招く準備をしている内容だというふうに思います。

●井戸弁護士

非常に驚きました。極めて不当な決定です。先ほどの声明で私は、「司法は立法・行政のしもべになった」というふうに書きましたけれども、普通の官僚機構というのは自分たちの権限を広げようとするのが官僚の習性なんですが、逆に、原発の運転については立法機関、行政機関が決めることであって司法が口を出すのは極めて限定的であるという趣旨の書き方をしています。その限定的な場合とは具体的危険がある場合だと言うのですが、その具体的危険のハードルを非常に上げています。何が具体的危険であるかということの定義づけもしてないんですが、従前は伊方最高裁判決の主旨に従って、基準が合理的であるかどうか、これが合理的でなければ具体的危険があると、あるいはその基準に適合したとした判断が合理的であるかどうか、それが合理的でなければ具体的危険

があるという、そういう枠組みで全国の裁判所の多くは判断してきたんですが、そういう具体的危険が何であるかという定義づけをしないで、この仮処分事件における我々の主張をことごとく抽象的危険に過ぎないと、具体的危険を述べているものではないということと切り捨てているわけですね。

原発の運転を続ければ、また福島みたいな事故が起こることについて、それを否定してないわけですが、否定してないけれども、ある意味それはそれでやむを得ない、もう一度福島のような事故があってもやむを得ないと言わんばかりの書き方をしていますね。これはもう福島の被害者の人たちの今までの苦しみ、慟哭というものを、もう一度、裁判官は学び直さなければいけないというふうに強く思いました。

今まで司法はいろいろな課題があったわけですが、それを我々は少しでも前に進めようということで努力したわけですが、最近逆に後退の流れが強まってきて、今回の決定はその最たるものだという印象です。これに対して、どういうふうに今後また我々が闘っていかなければいけないのかを、これから考えなければいけませんけれども、そういう非常にひどい、かなり特殊な考え方に基づく決定であると、わずかに判断部分は10数ページで、しかもこちらの主張の中で強く主張してきた極近傍地震動の問題については一行も触れていない。理由については原決定を引用していますから、原決定の極近傍地震動に関する考え方と同じだと言いたいのかもかもしれませんけれど、原決定に対して何が問題なのかということ抗告審においてかなり主張、立証してきたわけですが、抗告審におけるこちらの主張に対する判断というのは、抗告審決定に書かなければいけないので、それが入っていないのは極めて失礼ですし、この事件にちゃんと向き合ってきたりとした判断しようという姿勢が窺えない。最初からおざなりな姿勢で、こんなものは結論が決まっているよね、というような感じで書いたのではないかと思わざるを得ない。非常に憤っているというのが率直な思いです。

●藤川弁護士

今回の裁判では、美浜原発の老朽化についても争点として取り上げていました。老朽化の問題というのはいろいろとあるんですけども、その中で特に機器や配管の劣化の管理が非常に難しいということ、その管理の仕方の問題があるというような主張をしていました。それと令和6年の10月に発覚した、美浜3号機の減肉(配管の内側が削られて薄くなること)事故についても主張しました。この事故は、通常の定期検査では発見できないような、その間に一気に減肉が発生したというような主張をしました。その減肉の配管ってというのは、配管の耐震性にも直結する問題ってするので、そういうような耐震性能に与える影響も大きいという主張をしました。これらに対する決定なんですけれども、前半の劣化管理のことに関しては、ほぼ理由は書いてありません。電力会社のやっていることの合理性を覆すものではないと、ほんの数行で終わっています。何も理由としては述べられていません。原審の追認みたいなことです。

それから後半の減肉事故に関しては、今回のこの決定の中では他の論点と比べれば、実はちょっとページを割いているところがあります。ただ書かれていることは、基本的には関西電力がこういうことをやったという説明があって、それに対して関西電力が原因分析や対策の報告を原子力規制委員会に行っていると、その報告に対して特段問題としていないというようなことを理由として、この原発の具体的危険性に直結する問題ではないという判断をしました。あとは昨年発生した減肉の、というより貫通ですよ。その配管には放射性物質が含まれているものが通水しているわけではないと言っています。全体的に見れば事業者の主張そのまま、あとは原子力規制委員会が何も指摘していない、問題としていないというようなことを強調しているところがあると思います。

あと全体的に、こちらの主張を的確に捉えてくれているのかということも非常に感じます。今回、高浜原発の決定と美浜原発の決定が同時に出て、分量も同じぐらいなんですけども、中身を見ると、劣化管理の

部分については少し違いますけれども、それ以外の部分についてはほぼ同じです。美浜原発については高浜にはない震源極近傍の争点がありますけれど、一切触れられていないのが不思議でしょうがなかったのですが、まさかと思って見比べてみると高浜とほぼ同じ判断がされていて、一体これはどういうことなのだろうと非常に感じました。

やはり福島原発事故の被害に触れるか触れないか、ということとはとても重要だと我々は考えています。最近の判決や決定を見ていると、やはり事故に関する言及が非常に少ない傾向があります。福島事故後であれば当然、総論などで触れるべきですけど、触れなくなってきています。今回の決定については皆無といっていいぐらいです。福島原発事故という表現が1ヶ所ぐらい出てきますけれど、これはやはり裁判官が事故のことは重視していないというメッセージなのかなと思います。

●大河弁護士

避難計画については決定文の16ページにあります。非常に短い判示になっています。原審のときに避難計画は第4の防護階層まで、具体的危険がなければ、第5の避難計画についてはそれだけを理由に人格権侵害の具体的危険が認められないという判断だったので、即時抗告審ではそこを乗り越えるべく原子力災害対策特別措置法(原災法)とか、そういう法律の仕組みからも、避難計画がなければ人格権侵害による被害が生じる具体的危険が認められるのだという主張をしてきました。深層防護の考え方はその原災法に表れているのだという主張を重ねてきました。それを受けてこの決定は一応そこを認定しています。「特別措置法等の関係法令は深層防護の考え方に基づくものではある」と、そこは認めたんですね。だけどその直後に、これら(避難計画に不備があること)を根拠として、人格権侵害の具体的危険性があるとは言えないというふうに否定しました。だからこの判決は深層防護の考え方を前段では認めつつも、すぐ後段で否定するという矛盾した判断を示しています。

これは結局原審と一緒に避難計画の具体的な中身については判断をしていないということになるのですけれど、この金沢支部は2024年元日の能登半島地震の被害を体感できる距離にある裁判所だったので、能登半島地震で原発の避難計画が機能しないということは、みんなが目当たりにした出来事だったので、そういった点も詳しく主張はしていたのですけれども、それにも判断を示すということはなかった。大変残念な決定で、原発周辺に住んでいる皆さんが能登半島地震を見て、自分たちのところの避難計画も機能しないとわかっているのに、司法はそれを救済しないという不当な判断をしたものだと言えると思います。

●樋口英明氏

この決定で注目すべきところ、9ページのあたりですが、要するに裁判所というのは、専門性も持ってないし民主的基盤もないから、原則として原子力規制委員会の判断に委ねればいいだろう。あるいは、政策立案者である立法府に委ねればいいのだという色彩が極めて強い。歴代の総理大臣が「法の支配」ということをよく言うんですよ。法の支配とは何か。単なる法律で物事を決めるということとは違います。それは法治主義です。法の支配というのは、大事なことの最終決定権は裁判所にあるということなんですね。そういう自覚が全く窺えないのです。法の支配の担い手であるということを示すという自覚を少なくとも決定の中に、たとえば他の裁判所は少なくとも170ページぐらいの決定を書いて、法の支配の担い手であるという自覚を示しています。だけど今回の決定はわずか17ページで法の支配の担い手である自覚を示そうという意欲さえない。そこが私は、すごい抵抗を感じたところです。専門性や民主的基盤がないから、結局、具体的危険の立証を原告が負わないといけないう結論に導いているのだけれど、地震における具体的危険とは何か。いつどんな地震が起きるか、絶対誰にも言えないんですよ。そういう中で地震による具体的危険って何ですか。ごく単純な問題で、その原発が滅多にない強

い地震にも備えていれば安全だし具体的危険性はない。しかし、よくある程度あるいはちょっと強めの地震にしか備えていなければ、具体的危険があると言えるのは当たり前のことです。その主張を原告はやっているのに、それを無視して、そして想定を超える地震があるでしょうけど、それはそれで仕方がないということ認めてしまっている。福島原発事故は、我が国始まって以来最大の人権侵害だが、それがまだ起きるともわからないことを認容してしまっている。非常に裁判所の基本的な姿勢が問われているが、その自覚がないという、そういう決定だと私は思いました。

●中島哲演氏(高浜申立人代表)

今、弁護団の先生方から縷々お話があったように、本当に緻密な事実と緻密な考察と論議に則って、素晴らしい弁護をなさっていただいているのに、今回のご指摘があった裁判所の判断の部分は、私にとってはちょっと馴染めない表現なんですけど、原告側は「抽象的な危険性を言っているに過ぎない」あるいは「抽象的な一般論の域を出ない」ことを言っていると。それに対して裁判所がおっしゃったのは、本件原発、つまり高浜原発と美浜原発の具体的な危険性についてきちっと疎明すべきだ、証明すべきだというような表現が出てくるのです。これが裁判所側の判断ですけれども、今までお話のあった弁護士の先生方の意見と比較して、ぜひ皆さん自身も考えていただきたいと思います。

私は素朴な若狭の地元住民の立場から、控訴審においては、意見陳述を2回行っています。1回目の2024年8月8日に第1回目の意見陳述をしています。本裁判にどういう思いや願いを託しているか4本柱ありますが、最後の部分だけ朗読して皆さんに理解していただければと思います。

第一審の準備書面と書面5と10で、当初、原子力規制委員会は、高浜3、4号機再稼働の安全審査の前提として、老朽炉の1、2号機の再稼働を考慮していなかった点を私は指摘しました。その後、規制委員会は4基の同時稼働を容認しています。そのこと

は明らかに事故の確率、リスクを高めるでしょう。福島大地震、津波と稼働中の原発の重大事故が複合して過酷な原発震災を招来しました。能登半島の大地震、津波は、もし建設が阻止された珠洲原発や、長期間停止していた志賀原発が稼働中であつたらという想像力をかきたて慄然とさせるものでした。金沢在住の裁判官各位も実感されたのではないのでしょうか。そういう問いかけもしていたわけです。翻って若狭の原発稼働の現状を顧みると、暗然とせざるを得ません。特に40数年の老朽炉の高浜1、2号の危険性を特化し、警告するまでもなく、事故トラブル続きの3、4号を含めた4基の同時運転、さらに美浜3号、大飯3、4号機も加わっては、私たち地元周辺住民にとって、いつ緊急性、重大性の危機、急迫の危険性に襲われるかも知れないという日常的な不安、精神的な苦痛があるのです。それだけではありません。4基稼働に共通する重大問題として、使用済み核燃料、核のゴミの新たな増加、蓄積があります。ドイツの倫理委員会の指摘通り、測り知れない世代へ多大な負担を残すことにもなります。長くなりますので、ここで切ります。こういう思いや願いを込めて今回の金沢の裁判官に迫ったんですけれども、今まで報告があった通りの非常に貧しい内容になってしまっていることは残念無念です。

皆さんも思い出してください。中越沖地震で柏崎刈羽原発では3000ヶ所の近くのトラブル、被害を引き起こしました。そして能登です。私は2年近く経ってから、珠洲や輪島の状況、4mも隆起した漁港の状態などを実際に見て来まして、裁判長も視察したっておっしゃっていましたね。そういう裁判長であればもう少し現実に起こっている問題と想像力を巡らして福島と重ね合わせながら、もう少しちゃんとした決定が下せたのではないだろうかと期待していたんですけど、その期待を裏切られました。高浜原発については、1号2号が、美浜3号と同じ老朽炉という共通問題がありますが、3、4号も様々な事故やトラブルを出しています。先日も私はMOX燃料が搬入される抗議行動に高浜まで行ってきましたけれども、高浜

1、2号機は老朽炉で、3、4号はさらにMOX燃料でプルサーマルをやるといふ、こういう新たな危険、リスクを高めるようなことが行われようとしているんですね。

裁判長が言うように、今まで幸いにして美浜、高浜、大飯などの原発で大事故は起こらなかった。だから起こらなかったとことに対してお前さんたちは抽象的な危険性を云々しているのではないかと問われれば、それまでかもしれませんけれども、今まで起こってきた事故は全部初めて、まさかと思っていたところで起こっているわけです。もうこれだけ各地で連発して起きています。具体的に日本海側では中越沖地震、能登地震、次に若狭で起こらないという保証は何もありません。そういう危機感を持って、私は今度、せめて仮処分っていうのは止めてもらえる有効性を持っている訴訟のあり方ですから、それに期待しましたが、ちょっと虚しい思いで今はいっぱいしております。今後どうすべきかは皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っています。

●松本浩(美浜申立人代表)

小出裕章先生は次のように、あるコラムで述べておられます。

「ウランを核分裂させれば、核分裂生成物と呼ばれる放射性物質が生じる。それを避けることはできない。今日では標準的となった100万キロワットの原子力発電所の場合、それを1基、1年運転させるためには1トンのウランを核分裂させ、1トンの核分裂生成物を生む。広島原爆で核分裂したウランは800から900グラムであったから、優に1000発分を超える。」(小出裕章「核のゴミを過疎地に押し付ける心の貧しさ」より～『季節』2024年夏・秋号所収)

これを美浜3号機82.6万キロワットの場合に当てはめてみますと、1年間運転させるためには、826キログラムのウランを核分裂させ、826キログラムの核分裂生成物を生む。つまり使用済み核燃料、死の灰のことですね。広島に投下された原爆、優に900発分を超える。美浜原発3号機を仮に1年間事故な

く運転させると、同炉内にたまる死の灰は広島原爆900発分以上となる。その中には半減期2万4000年の猛毒プルトニウム239が長崎原爆の原料27発分以上含まれている。私はこのことから次のような短歌を作りました。

「核のごみ誘致許さじ然(さ)はあれど他所(よそ)ならよきやと人の問ふあり」

小浜市民が使用済み核燃料の中間貯蔵施設の小浜市への誘致を阻止した後、ある集会でこう発言した人がおりました。「誘致を阻止できてよかった。しかし、よそならいいのか。青森県なら核の墓場にしてよいか。」と。

「ふるさとの孫子(まごこ)のなげき核のごみ残す我らが深き罪はも」

将来世代の負担と苦しみをこれ以上増やしてまでも、あえて美浜原発の再稼働を強行しなければならぬような我々世代の事情がどこにあるのでしょうか。

「核のごみ抱(いだ)く若狭よかなしかる無告の涙幾代(いくよ)流さむ」

2015年2月、日本学術会議は原発の核のゴミ対策を政府と電力会社が明確化するのを原発再稼働の条件にすべき、とする提言をまとめました。核のゴミの処分問題に進展のないままの再稼働は、将来世代に対する我々の無責任と批判をしています。



高裁金沢前での旗出し

「再稼働反対！金曜デモ」 の歩み(第1回 はじまり)

新連載です！

若泉政人

毎週金曜日、午後4時から福井県庁前でマイクアピールを行い、午後6時から県庁周辺の大通りなどをデモ行進する「再稼働反対！金曜デモ」(以下、金曜デモ)を始めて今年で14年目(2026年2月6日時点で681回)になります。今回から金曜デモを振り返り、私たちが行ってきたことを考えてみたいと思います。

金曜デモを始めたのは、2012年7月27日です。始めた理由は、2011年3月11日の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原発事故後、同年7月1日、日本で初めて原発の再稼働が関西電力の大飯原発3号機で強行されたことへの抗議でした。

2012年5月の時事通信社と中央調査社の全国世論調査(注1)では、原発の安全性について「まったく安全ではない」が23.3%と最も高く、再稼働については「反対」が25.0%と最も高いという調査結果が出ていました。その中での再稼働でした。

再稼働反対の世論に包囲された国や電力会社は、「いかに原発を再稼働させるか」を必死に考えていたにちがいません。当時の西川福井県知事は、「原発の安全と電力需給は別の話」と発言をしており(注2)、私も「その通りだ」と膝を打ち、このまま再稼働に同意しないでほしいと思っていました。しかし、国は



2020年6月26日 コロナウイルス感染拡大下でも注意しながら金デモを続ける！

2012年7月27日 第1回金デモでマイクアピール



夏の電力不足を理由に、西川福井県知事に同意を迫り、知事は再稼働に同意しました。国策は絶対なのか？地方自治体は、国に対して要望しかできないのか？という虚しさを感じました。

県が同意した時、病院への電力供給が滞ると人が死ぬ、原発の交付金などで潤ってきたのだろうなど、主に県外から言われたのを覚えています。そうした「声」を聞き、「福井県とは何だろう」という問いかけを自らに行った人も少なくないと思います。私自身も外から見える福井県と県内に住む者としての違いを感じ、どうしたらよいのかと考えました。しかし、私自身「福井県とは何か」に明確な答えがあるわけではありません。いえることは、福井県は私たちが作っていくものであるということです。現在も、原発の問題は、「福井県とは何だろう」という問いとなって多くの福井県民、住民に潜み、私たちを見上げていると思います。

大飯原発再稼働が現実化するにつれ、全国から福井県に反対の声を上げる人たちが集まってきました。県庁前で「ヤメロ」のプラカードを持って座り込み続けたたった一人の活動家、おおい町の運動公園でテントを張り、抗議をつづけ、情報を発信し続けたグループなど。自由な表現で再稼働反対を主張しました。

彼らを見て、私はカルチャーショックを受けました。それまで社会運動、市民活動をやったことがなかったこともあり、「意見を表明すること」にルールがあるように思っていたのです。そうした「古い」考えは彼らによって壊されました。彼らの抗議は、大飯原発ゲート前封鎖につながり、ネット配信が日本を飛び越え世界中の注目を集めました。坂本龍一もアメリカで見えてい

たとのことです。

しかし、多くの反対を押し切り、2012年7月1日深夜、大飯原発3号機は再稼働されました。その時、苦渋に満ちた空気と静けさが大飯原発ゲート前の抗議する人々を覆ったのを覚えています。

福井県に住む私たちは、再稼働に同意した知事の責任を問う必要がある、全国から集まった人々に対してそうした行動を示すことが私たちに求められていると感じました。そこで、集会やイベントで知り合っていた石森修一郎さん、小野寺恭子さん、河合良信さんに声をかけ、「抗議をやろう」、「首相官邸前デモのように毎週金曜日に、車道デモを」と提案しました。皆、即賛成。

私たちの金曜デモの前に、レゲエシンガーの Sing J Roy(故人) が県庁前の安田生命ビル前で、原発に反対するプラカードを掲げたり、歌ったりする活動を始めていました。私たちは「西川知事やめろ」、「再稼働反対」を中心に据えて、デモ行進をする方法を選びました。長く原発反対の活動を続けてこられた方には「知事を支持する人もいるから止めた方がいい」と言われました。

福井でデモ行進が毎週行われたということはない。それどころか、福島事故後に、久しぶりにデモ行進が福井市で行われたと報じられたくらいです。私たちは「一人でもやろう」と誓いあって2012年7月27日に金曜デモを始めました。

呼びかけのチラシも作りました。そこに私の支えとなった哲学者の柄谷行人の言葉を添えました。「デモは、主権者である国民にとっての権利です。デモができないなら、国民は主権者ではない」。私を押し出す言葉の力を背中に感じ、その力がいろんな人に伝わることを願いました。

注：現在、共に金曜デモを始めた石森修一郎さんは、朝、県庁前でアピールを行っています。

注1：原子力発電の安全性・今後のあり方、再稼働に対する意識—「東日本大震災と原子力発電に関する全国世論調査」(2012年5月調査)

<https://www.crs.or.jp/backno/No657/65>

71.htm

注2：朝日新聞・福井県内版(2011年5月21日付)

再稼働反対! 金曜デモ

福井県庁前に集まれ!

7月27日スタート!

午後4時~7時

開催場所：福井県庁前 ※雨天決行

開催期間：大飯3、4号機が定期検査で止まる来年末まで

抗議内容：県庁前にて抗議スピーチ(各自)

(大飯原発を止めること、西川知事が県民の安全をないがしろにしたことへの抗議など)

県庁周りをデモ行進

主催：反原発福井コラボレーション

様々な人たち(県内外を問わず)と横のつながりを広げ、原発反対のアクションをコラボレードすることを目指し福井県民が中心になって2012年7月に発足した有志グループ「原発に反対する個人のネットワーク」

備考：プラカードやのぼりなどご持参ください

交通の面など、主催者の指示にはご協力ください

問い合わせ：fukui.friday@gmail.com 090-7083-8921

デモは、主権者である国民にとっての権利です。

デモができないなら、国民は主権者ではない。/柄谷行人

呼びかけ
チラシ

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(2026年2月15日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所：大阪地裁➡大阪高裁

◇ 裁判の種類：行政訴訟

◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。

◇ 提訴日：2012年6月12日。2020年12月4日一審原告勝訴!

◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が争点となっている。

◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

2025年11月13日の第11回口頭弁論で控訴審は結審。この最終弁論では、原告共同代表の小山英

之さんが地震規模のばらつき問題と入倉・三宅式の過小評価について意見陳述。入倉・三宅式は53個の地震データについて、断層面積 S と地震規模 M_0 の関係の平均をとったものであり、実際の地震では、平均から外れる地震規模が生じる。53個の地震の入倉・三宅式からの乖離の平均値が標準偏差(σ)であり、せめて 1σ を考慮すべきだと訴えた。国は経験式の有するばらつきを踏まえて保守的な評価をすべきことを認めているが、それは地震規模でなく、断層面積を大きくすることで行う方法もあるとしている。ところが、許可された基準地震動856ガルの計算では断層面積を大きくする措置は採られていない。設置変更許可を取り消すべきだとした。また、入倉・三宅式は53個の地震データからできているが、うち日本の地震は4個で、92%が国外の地震だ。ところが武村式の元となっている地震は全て日本の地震だ。入倉・三宅式と武村式を比較すると、同じ断層面積でも、後者は前者の4.7倍の地震規模となる。大飯原発では、日本の地震からできた武村式を使うべきだが、入倉・三宅式を使っているため過小評価となっている。この面からも許可を取り消すべきだとした。

次に武村弁護士が、最終準備書面の地震動評価の問題点に加えて、破砕帯評価、重大事故対策について要旨を陳述。破砕帯の問題で関西電力は、新F-6破砕帯の活動時期を確認するために同社が掘った南側トレンチの「2層」には、約23万年前に降灰したhpm1火山灰の降灰層準が存在するとして、F-6破砕帯は「将来活動する可能性のある断層等」(後期更新世以降(約12~13万年前以降)に該当しないとされているが、この同定には疑義があること、重大事故対策については、汚染冷却水の拡散を抑制する設備が設けられていないことを訴えた。

被告国側は、原告の最終準備書面は基本的に従来の主張の繰り返しと述べ、国内外の地震データに差異がないことは反論済み。三次元探査には主観が入る。三次元探査は必須でないことで反論済み、と口頭で述べた。

最後に裁判長は、判決の言い渡し期日は追ってということにさせてもらうが、6か月以内にはと思っており、できるだけ早めに連絡すると述べ結審した。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:提訴からほぼ13年が経過した2025年9月25日の第48回口頭弁論期日をもって結審。判決は2026年7月14日。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大津地裁(控訴後は大阪高裁)
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2013年12月24日
- ◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過:主たる争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、2025年2月6日の第43回口頭弁論期日をもって審理は終了。

同年12月25日の判決言い渡しで、池田聡介裁判長(島田正人裁判長代読)は「各原発に安全性に欠ける点は認められない」として住民請求を棄却。池田裁判長は判決理由で、原子力規制委員会が制定した新規制基準は「社会通念上求められる程度の安全性を具体化したものと言える」とし、重大事故対策や津波に関する規制などで不合理な点はないと説明。基準地震動については「最新の科学的・技術的知見を踏まえ、不確かさを考慮しつつ算定することには一定の合理性がある」と指摘。関電による原発周辺の断層調

査で地震規模の過小評価はなく、津波の想定も不合理ではないと判断。これらを踏まえて、7基の原発については「新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点はない」とし、具体的な危険性はないと結論付けた。

判決後の報告会で原告と弁護団は「関電と原子力規制委員会の見解に追随し、司法の責務を放棄したに等しい、許し難い判決」とする声明を発表。井戸弁護団長は「非常に薄っぺらい内容だ。裁判所が独自の立場で考えたという形跡が見えない」と批判。原告団長の辻義則さんは「『棄却する』のたった一言だけ。これが12年の闘いに対する大津地裁の答えだった。実に情けない判決だ」とした。2026年1月8日、原告住民側はこの判決を不服として控訴。

*滋賀県彦根市在住の木谷千加子さんからこの判決の感想を寄せていただきました(1~3頁)

**15頁の新聞スクラップも参照。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁→名古屋高裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点と経過:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。

別件として扱われてきた高浜1、2号機と美浜3号機についての審理(口頭弁論期日は同日)は2024年7月19日を最終弁論期日として結審。そして2025年3月14日、名古屋地裁は原告の請求を棄却、一部の原告については原告適格がないとして請求却下判決(いわゆる門前払い)を下した。原告側は3月28日に判決を不服として控訴。

◇その後の経過:控訴審の第1回口頭弁論期日は2025年10月9日。午前中に高浜原発1、2号機(担当:名古屋高裁民事4部)と美浜原発3号機(担当:名古屋高裁民事1部)の口頭弁論が行われた。法

廷では、「控訴理由書(1)総論~東電福島原発事故の被害を踏まえなくてはならないこと」について藤川誠二弁護士が、「控訴理由書(2)求められる司法判断のあり方」について中野宏典弁護士がそれぞれ陳述。2026年2月27日(金)の第2回口頭弁論では、「中性子照射脆化について」老朽化総論(露木洋司弁護士)、中性子照射脆化 破壊靱性遷移曲線の過小評価(小島寛司弁護士)、TS状態遷移曲線の過小評価(井上功務弁護士)が陳述予定。

第3回口頭弁論は2026年6月3日(水)(14:00~15:00 高浜事件、15:30~16:30 美浜事件)に予定。原告側は、中性子照射脆化、老朽化総論、破壊靱性遷移曲線の過小評価、TS状態遷移曲線の過小評価などについて陳述予定。

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋高裁金沢支部
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2023年1月13日
- ◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。
- ◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告。2025年7月11日の抗告審の第4回審尋では、原告側4人の弁護人が約50分間プレゼンテーションを行い、立証責任論、バラツキ問題、震源極近傍地震動問題、本件原発の減肉の事故、避難計画などについて準備書面を提出し、審理は終了。

2025年11月28日、名古屋高裁金沢支部(大野和明裁判長)は、美浜原発3号機と高浜1~4号機の運転差止めを求めた仮処分の即時抗告審におい

て、いずれも申し立てを退ける決定をした。12月3日が期限であった最高裁への特別抗告を原告側が断念したことにより、差止めを認めない決定が確定。

*詳細については、11月28日の決定後に行われた報告集会についての「報告」を参照(3~8頁)

**16頁の新聞スクラップも参照。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:金沢地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力

◇ 提訴日:2012年6月26日

◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過:2026年1月19日(月)、第47回口頭弁論が行われた。能美郡・市の小中学校で38年間教師を勤めてきた山先敬子さんが意見陳述。2011年東日本大震災の被災地などでのボランティア活動を踏まえて、「世界でも有数の地震国である日本にはもとより、地球上に原発はいりません」と訴えた。

原告弁護団は第62準備書面—能登半島地震で明らかになった志賀原発の脆弱性および被告の技術的能力の欠如—を提出。その中で、2024年1月1日に発生した能登半島地震では、志賀原発で震度5弱、最大加速度399ガルと基準地震動を下回り、「想定内の地震動」であったにもかかわらず、変圧器からの油漏れ、使用済み核燃料プールからの水の拡散、高圧電源車使用箇所段差発生など、重大なトラブルが数多く発生したことを明らかにし、志賀原発が稼働していたら、また震央がもっと原発に近かったら、より深刻なトラブルが生じ、重大事故に至っていた可能性が十分にあったことを指摘した。

一方被告側は準備書面(38)を提出、過去の判例を紹介しながら「原発事故が起こる具体的な危険性が立証されなければ、避難が不十分であることを指摘しても原発を差止めることはできない」と主張。

これを受けて裁判所は原告・被告双方に次回の予定を訊ね、原告側は今回の補充主張(放射性物質拡散の影響)を提出するとともに被告(37)(38)書面への反論も検討することに。また被告側は規制委員会での審査状況について書面を提出する、と述べた。裁判所は第三次提訴と第一次・第二次の審理を併合して行なうことを表明、次回第48回期日を、4月27日(月)午後2時からの開催と決めて終了。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:富山地裁

◇ 裁判の種類:株主訴訟(民事訴訟の一種)

◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名

◇ 提訴日:2019年6月18日

◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過:2025年10月1日に最終となった第23回口頭弁論期日が行われ、裁判長が2026年3月4日(水)に判決を言い渡すことを決めて、結審となった。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟
 ◇ 被告:日本原燃株式会社
 ◇ 提訴日:2020年3月9日
 ◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
 ◇経過:2025年9月18日、第8回口頭弁論では、北村賢二郎弁護士が、①地震予測の不確実性ゆえに、科学的に安全を確保できない再処理工場施設を稼働させることは許されないこと、②再処理工場の事故は原発以上に甚大であるため高度の安全性(耐震性)が求められるが、再処理工場には固有の運転の難しさがあり、かつ、レッドセルのために耐震補強も難しいという問題があること、③再処理工場の運転は次世代への命をつなぐ権利の侵害であり、倫理的にも法的にも許されないことを主張。

原告意見陳述は教団教師・松岡由香子さんが立ち、汚染地で目撃した植物の異常さに触れ、「核のゴミは未来世代へのはかりしれない負の遺産であり、倫理的にゆるされるものではありません。私たちには個人の命を超えて、持続可能な社会を次の世代に継承していくことで、自分たちの幸福を追求するという『命をつなぐ権利』があります。この『命をつなぐ権利』を守るためにも再処理工場の運転を差し止めてください」と訴えた。

次回第9回口頭弁論期日は2026年2月19日(木)14:30から。

私の違和感・もやもや

小野寺恭子

オリンピックでウクライナの選手が、ロシアの侵攻で命を墮としたアスリートらの写真を貼ったヘルメットを競技で着用しようとして失格になった。

私たちの裁判の傍聴では、Tシャツやバックに書かれた原発反対の文字は注意の対象になる。追悼の気

持ちや平和への願い、原発が内在する危険と差別へのNOは、誰もが否定できない個々人の人格権であるはずだ。特定の場所では人格権に基づく個々人の表現は制限されてもしかたないと割り切れるのだろうか？特定の権威のある場所では「これが当たり前」と違和感すら持たなくなることを怖いと感じる。

私は、大飯原発差し止め裁判の原告になって京都から参加されていた荒井康裕さんを思い出す。彼は裁判に参加して下さるとき、必ず自作のプラカードを持っておられた。表には原発反対、裏には戦争反対と。法廷では持ち込めなくて外に置いておられたが……。彼は樋口判決を聞いて、私に「もう死んでもいい」と嬉しそうに話して下さった。残念ながらもう彼ははいない。

いつの間にか私は「こんなもんか・・・」と常識といわれる枠の中にはまり込む。だから、ウクライナの選手の行動に気持ちが動く。

編集子から:「令和6年(ラ)第37号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立て却下決定に対する即時抗告事件」というタイトルの決定文を確認しました。全17頁(たった!)、美浜3号機の最大の争点のひとつである極近傍の断層問題については全く無視です。「裁判の会」のホームページに決定をアップしてあるので、関心のある方はご確認ください。

これからの注目判決!!!

■志賀原発株主差し止め訴訟(民事訴訟、富山地裁)→2026年3月4日(水)

■大飯3、4号機設置変更許可取消し訴訟(行政訴訟、大阪高裁)→2026年の4~5月頃に判決か?!(2025年11月13日に控訴審第11回弁論期日で結審。裁判長は、判決の言い渡し期日を結審から6か月以内と述べている)

■大飯3、4号機差し止め訴訟(民事訴訟、京都地裁)→2026年7月14日(火)

新聞スクラップ

2025年12月26日付毎日新聞

27

社会

12版

2025年(令和7年)12月26日(金)

毎



7基は、大飯原発3、4号機、高浜原発1〜4号機、美浜原発3号機。提訴は12年前で、訴訟では地震の揺れに対する原発の安全性▽

3原発差し止め認めず

大津地裁 大飯、高浜、美浜

滋賀県内の住民ら45人が、福井県にある関西電力大飯、高浜、美浜の3原発計7基の運転差し止めを求めた訴訟の判決で、大津地裁は25日、住民側の請求を棄却した。池田聡介裁判長(島田正人裁判長代読)は「各原発の安全性に欠ける点があると認めることはできない」と述べた。住民側は控訴する方針。

立地地盤の安定性▽原発の老朽化対策▽避難計画の実効性―が主に争われた。判決は、関電が各原発に設定した「原子力施設の運転中に発生しうる最大の揺れ」(基準地震動)や、耐震安全性の指標が妥当かどうかを検討した。住民側は3原発の立地する地盤に地震波が増幅するような特殊な地層やうねりがあると主張していたが、判決は「地震波の広がりや増幅に顕著な影響を与えるほどの特異な地盤構造とは認められない」と否定した。

3原発の一部のごく近い場所に活断層があり、東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえた新規制基準の求めに応じていないとの主張についても、判決は「原発と活断層には一定の距離がある。関電も地下構造や若狭地域の微小な地震の発生状況を踏まえた調査を行っている」として問題視しなかった。

3原発は、1974〜93年に運転を開始しており、運転期間は高浜原発1号機(51年)を筆頭に、5基が40年を超えている。判決は原発の老朽化にも触れ、「事故を引き起こすほどの劣化は認められない」と言及。各原発には、住民の生命、身体に重大な被害が生じる具体的な危険性が存在するとは認められ

ないと結論付け、住民側の主張していた避難計画の不備も認めなかった。住民側は判決後の記者会見で「関電の主張と原子力規制委の見解に追随し、司法の責務を放棄した許し難い判決だ。個々の論点も安易な判断が積み重ねられた」との声明を出した。井戸謙一弁護士は「薄っぺらい。到底承服できない」と述べた。

関電は「裁判所に理解してもらえた。引き続き、安全性・信頼性の向上に努め、原子力発電所の運転・保全に万全を期していく」とコメントした。

【二村祐士朗、磯野健一、菊池真由】



福井県内の3原発運転差し止めを求めた訴訟の判決で請求が棄却され、「不当判決に抗議」などを書かれた紙を掲げる原告側
―大津市で25日午後2時3分、加古信志撮影

複合災害考えず

原子力防災に詳しい東京女子大の広瀬弘忠名誉教授(災害リスク学)の話 原発の再稼働に前のめりになっている原子力規制委員会の審査を追認しているだけの判決で「国の言っていることは間違いない」との内容に等しい。巨大地震が発生すると、災害が同時に起こる可能性があるが、判決は複合災害のリスクを考えていない。規制委を追認する司法判断が続く背景には、政府の原発推進政策がある。国と電力会社の災害への見通しはあまりに甘く、東日本大震災の教訓が埋もれている。原発の稼働には慎重であるべきだ。

2025年11月29日付福井新聞

美浜、高浜差し止め認めず

高裁金沢 原発危険性は「抽象的」

関西電力美浜原発3号機と高浜原発1〜4号機は老朽化が進んで安全性に問題があるなどとして、福井県の住民らが関電にそれぞれ運転差し止めを求めた仮処分即時抗告審で、名古屋高裁金沢支部(大野和明裁判長は28日、「抽象的な危険性だけで差し止めを認めるべきではない」として、住民側の申し立てをいずれも退け、運転を認める決定をした。

5基は営業運転開始から40年以上が経過し、うち美浜3号機は48年、高浜2号機は50年、同1号機は51年がたつ。6月に始まった新制度で60年を超える運転も事実上可能となる中、耐震設計の目安となる揺れ(基準地震動)の算定や老朽化対策、避難計画の妥当性が争点だった。

住民側は▽基準地震動が

低く設定されている▽施設の老朽化に伴い重大事故が起きる可能性がある▽避難計画に実効性がなく被ばくリスクがある―などと主張。関電側は、東京電力福島第1原発事故を踏まえた新規制基準に適合している」と反論していた。

美浜、高浜両原発の基準地震動について大野裁判長は、策定手法からすれば「日本のいずれかの地点で観測された地震動の数値より低いことは当然あり得る。それをもって低水準とは言えない」と指摘した。老朽化に関する住民側の主張は「抽象的な一般論の域を出ない」と判断し、高浜3、4号機の蒸気発生器伝熱管に減肉が生じるなどした事象には「関電の原因調査や対策が不十分」と認められない」と強

調。避難計画に不備があることのみを理由に「放射線

被害が及ぶ具体的な危険性があるとは言えない」とした。総論として「原発の一般的な可否については、専門家の知見と議論を踏まえた上で立法府・行政府の判断によって決定されるべきだ。個々の原発の運転の可否は第一次的には原子力規



会見を開き「極めて不当な決定だ」と批判する住民側＝28日、金沢市内(山崎彩撮影)

制委員会の判断に委ねられるのがふさわしい」と指摘。「専門性や民主的基盤を有しない裁判所の役割は限定的」との見解を示した。

美浜3号機は1976年、高浜1〜4号機は74〜85年に運転を開始。福井地裁は昨年3月、申し立てを

いずれも退ける決定をし、住民側が翌4月に即時抗告していた。(中村俊介)

「安全安心確保を」美浜、高浜町長コメント

名古屋高裁金沢支部の決定に対し、美浜町の戸嶋秀樹町長は「司法の決定に意

「極めて不当な決定」批判

住民側

関西電力の原発5基の運転差し止めを求める仮処分申し立てを退けた名古屋高裁金沢支部の決定を受け、住民側は金沢市内で会見を開き、「極めて不当な決定だ」と批判した。最高裁への特別抗告については、期限の12月3日までに結論を出すとした。

美浜3号機仮処分の弁護団は「決定を到底認めることはできない。今後も差し止めに向けた動きを住民と共に続けていく」との声明を発表した。

住民側代理人で元裁判官の井戸謙一弁護士はオンラインで出席し「我々の主張

を」とごく「抽象的危険に過ぎない」「具体的危険を述べているものではない」と切り捨てた。きちんとした判断を出そうとする姿勢がうかがえない」と非難。等原一浩弁護士は「こちらの具体的な主張は検討すらされてないと思われる決定だ」と不満を述べた。

高浜1〜4号機仮処分申立人の中嶋哲演さん(83)＝小浜市＝は「現実不起る問題だと想像力を巡らして決定を下してもらいたかったが、期待を裏切られた。今後どうするかは皆さんと一緒に考えていきたい」と語った。(中村)

見を述べた立場にないが、関や事業者は引き続き、安全最優先とする発電所の運営管理、立地地域の安全安心の最大限の確保に尽力してほしい」とコメント。高浜町の西嶋久勝町長は「司法の判断であり、詳細が不明のため具体的なコメントはできないが、事業者は安全安心を最優先として、今後も慎重かつ丁寧な運転を継続していただきたい。政府には原子力の重要性や安全対策などについて、国民理解の醸成に努めていただきたい」とのコメントを出した。(取材班)

「運転に万全期す」関電がコメント

関西電力は28日、名古屋高裁金沢支部の決定を受け「当社の主張を理解していただいた結果だと考えている。引き続き安全性・信頼性の向上に努め、今後も立地地域をはじめ、社会の皆さまの理解を賜りながら運転・保全に万全を期していきたい」とのコメントを発表した。